

## 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

令和5年5月1日

垂井町長 早野 博文

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症について、5類感染症への位置付け変更に伴い、5月8日をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県民の皆さま、事業者の皆さまへの協力要請等が廃止されることとなりました。

本町では、これを受け、垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を廃止することを決定しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しても、病原性や感染性が弱まるわけではありません。町民の皆さまには、引き続き、自主的に基本的な感染防止対策（手指衛生、密回避、換気、体調不良時の行動ストップ）を確実に実践していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、ワクチン接種につきましては、国や県、郡医師会と連携を図りながら、希望する方が確実に接種できる体制を確保します。

町民並びに町内の事業者、医療機関の皆さまにおかれましては、ご自身や大切な方を守るため、引き続き、効果的な換気や手洗い、高リスク者を感染させないための配慮など、慎重な感染対策にご協力をお願いいたします。